

# 継続的売買取引基本契約書

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、本日、以下のとおり継続的売買取引基本契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

甲は、乙に対し、本契約の定めるところに従い、以下の商品（以下、「本商品」という。）を売り渡し、乙はこれを買受ける。

本商品 \_\_\_\_\_

## 第2条（個別契約）

- 本契約は、本商品の売買に関する共通の取引条件を定めたものであって、甲乙間における本商品の個別取引に共通して適用するものとする。ただし、個別契約の内容が本契約と異なるときは、個別契約が本契約に優先する。
- 個別契約は、本商品の数量、単価、代金総額、引渡期日、引渡場所等を記載した乙所定の注文書を乙が甲に交付し、甲がこれを承諾することによって成立する。

## 第3条（引渡および検査）

- 甲は乙に対し、引渡期日において、本商品を引渡場所に持参して引き渡す。なお、引渡に要する費用は甲の負担とする。
- 乙は、本商品の引渡後、〇日以内に本件商品を検査し、甲に対して合格又は不合格の通知を書面にて行う。
- 甲は、検査の結果、不合格になったものについては、甲の費用負担で引き取り、乙の指示する期限までに代品納入を行わなければならない。
- 甲は、乙による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出て、甲乙協議のうえ解決する。

## 第4条（所有権）

本商品の所有権は、本商品の代金完済時に、甲から乙に移転する。

## 第5条（危険負担）

本商品を乙に引き渡す前に、乙の責めに帰さない事由により、本商品に生じた滅失、毀損及び価値減少等の損害は、甲の負担とする。

## 第6条（契約不適合責任）

本商品の引渡後の検査において、本商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことが発見されたときは、引渡時から6ヶ月以内に限り、乙は甲に対して、無償の修理又は代金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

## 第7条（契約期間）

- 本契約の契約期限は、契約日より〇年間とし、本契約を終了する場合は、期限の6ヶ月前までに、当事者の一方から他方に対し、書面をもって通知するものとする。
- 前項の通知をしなかった場合、本契約は自動的に〇年間更新されるものと

し、以後も同様とする。

#### 第8条（損害賠償）

甲及び乙は、故意又は過失により、本契約の義務に違反した場合、相手方に生じ

た一切の損害（弁護士費用その他の実費を含む）を賠償しなければならない。

#### 第9条（契約の解除）

甲及び乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告をしないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 相手方による本契約上の重大な義務違反があった場合
- (2) 相手方の資産につき差押、仮差押、仮処分、保全差押、滞納処分その他、これらに準じる手続が開始されたとき
- (3) 相手方につき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
- (4) 相手方が銀行取引停止処分を受けたとき
- (5) 相手方が事業を廃業し又は解散の決議を受けたとき
- (6) その他、相手方の信用状態の悪化、もしくは、重大な背信的行為があったとき

#### 第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約ならびに本件商品に関して知りえた相手方の情報に関しては、その種類を問わず、第三者に開示してはならない。

#### 第11条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、〇〇地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇月〇日

甲) 住所

氏名

印

乙) 住所

氏名

印